

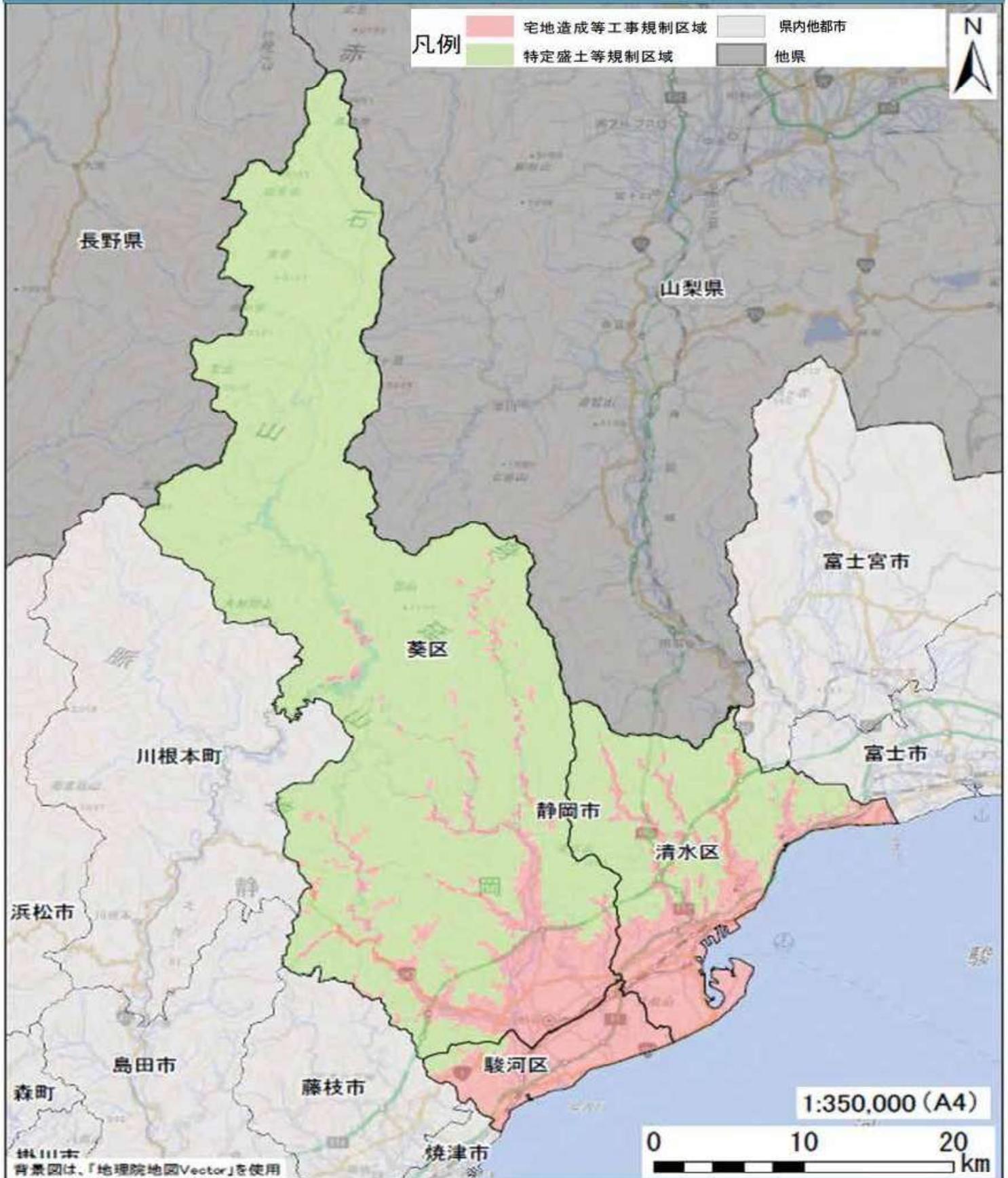
静岡市の盛土規制

規制区域のお知らせと
盛土110番のお願い



- ・令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- ・静岡市では、令和7年5月26日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始しました。
- ・許可対象となる規模の盛土等を行う場合は工事を行う前に許可が必要になります。

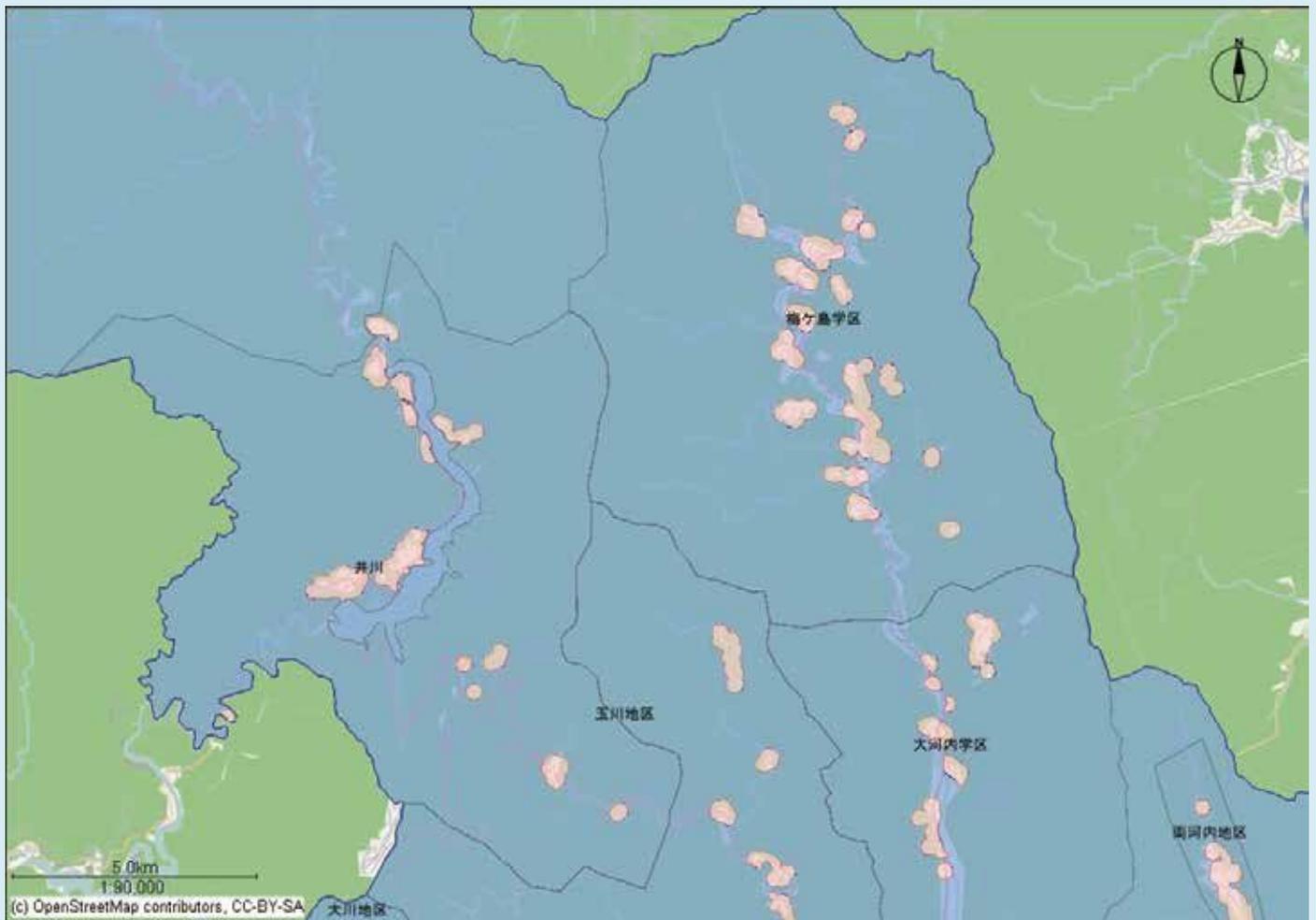
静岡市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図



静岡市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

あなたの地域の規制区域図（拡大）

宅地造成等工事規制区域
 特定盛土等規制区域



許可対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

例) ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土など

要件	① 盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土の高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

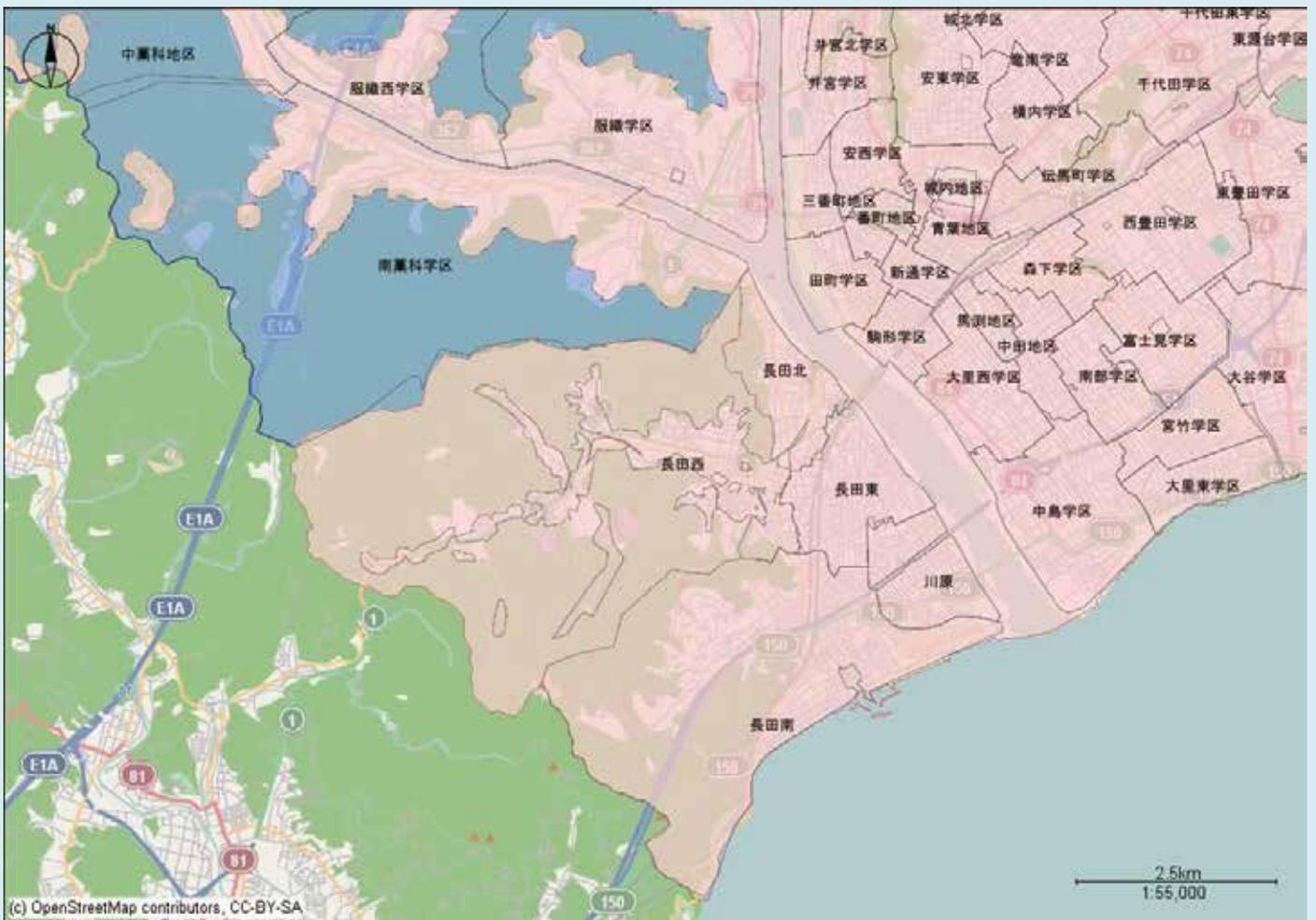
一時的な土石の堆積

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

静岡市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

あなたの地域の規制区域図（拡大）

宅地造成等工事規制区域
 特定盛土等規制区域



許可対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

例) ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土など

要件	① 盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土の高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

一時的な土石の堆積

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

静岡市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

あなたの地域の規制区域図（拡大）

宅地造成等工事規制区域
 特定盛土等規制区域



許可対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

例) ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土など

要件	① 盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土の高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

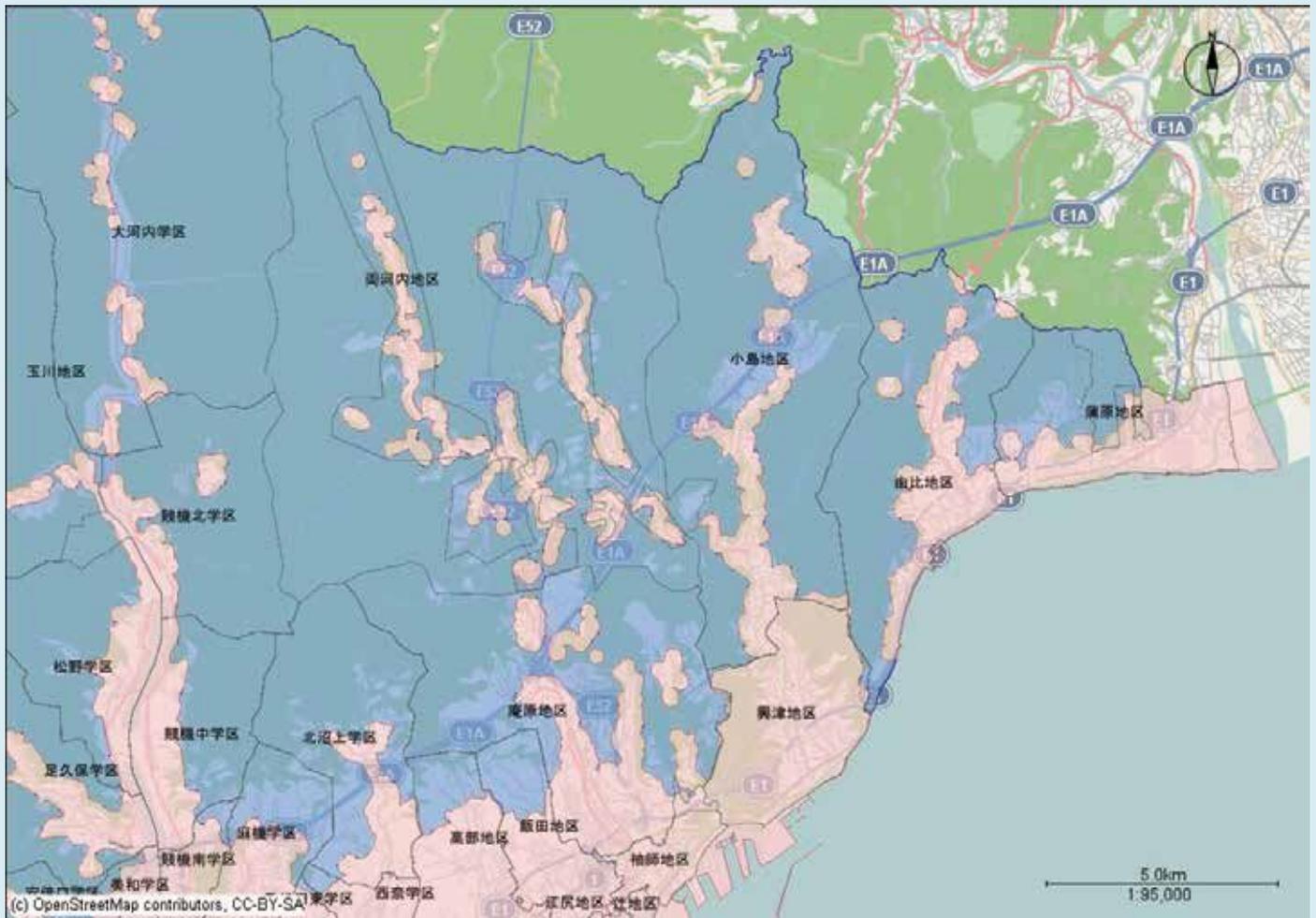
一時的な土石の堆積

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

静岡市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

あなたの地域の規制区域図（拡大）

宅地造成等工事規制区域
 特定盛土等規制区域



許可対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

例) ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土など

要件	① 盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土の高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

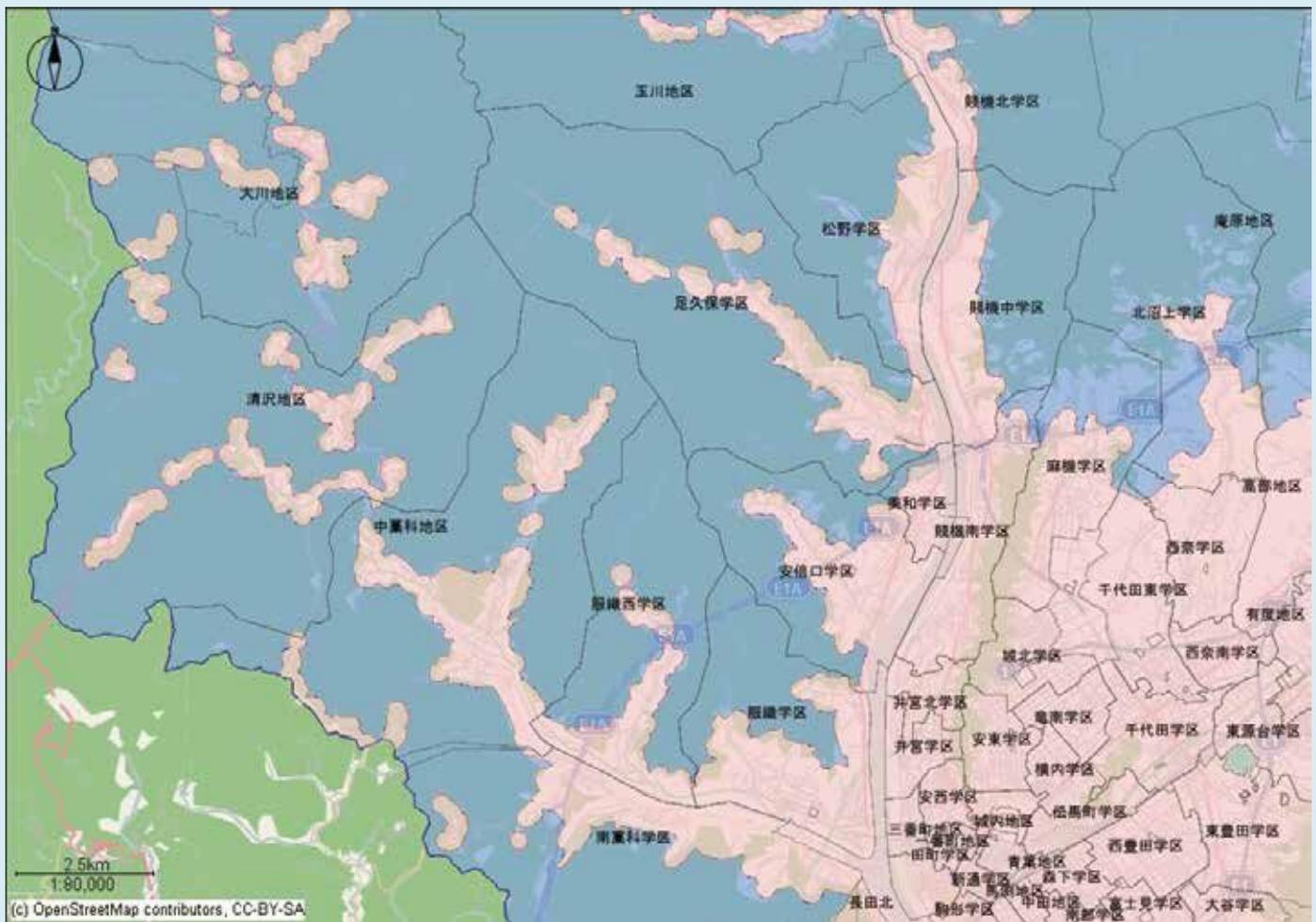
一時的な土石の堆積

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

静岡市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

あなたの地域の規制区域図（拡大）

宅地造成等工事規制区域
 特定盛土等規制区域



許可対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

例) ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土など

要件	① 盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土の高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

一時的な土石の堆積

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

高さ30cmを超える土石の堆積をするもの。

不法・危険盛土等の監視・発見について

人目のつかない山間部や、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路沿いで、建設残土を処理するため盛土が行われる傾向があります。

情報収集

- ・パトロールによる違法性や危険性が疑われる盛土等の発見
- ・地域住民からの通報による場所の特定
- ・衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見
- ・観測カメラによる状況の確認

現地調査

- ・不法・危険盛土等の現況調査を実施

行政処分

不法・危険盛土等に該当するものは、行政処分の方法として、「監督処分」と「改善命令」の2種類があります。

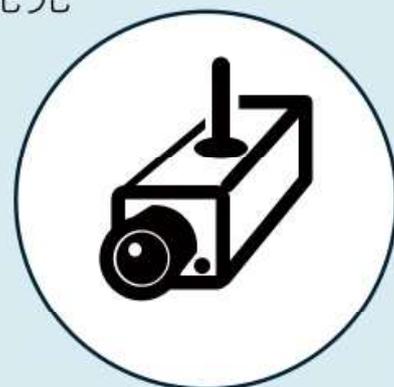
「監督処分」については、原則として、許可制度上の違反がある盛土等が対象となります。（許可の取り消し、工事停止命令等）

「改善命令」については、原則として、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となります。（災害防止のため必要な措置の勧告、改善命令）

処罰の対象

無許可で盛土を行う場合は、罰則の対処になります。

- ・最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下
- ・法人に対しては最大3億円以下



許可対象となる盛土等に対する措置

許可対象となる盛土等には次の措置がとられ、不正な盛土等を見つけやすくなります。標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、静岡市までお知らせください。

市が許可地の
の一覧を
公表

工事主が
周辺住民に
事前周知

工事主が
工事現場に
標識を掲示

工事標識

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可証 標識		
1	許可番号	*****
2	申請者	*****
3	所在地	*****
4	工事種別	*****
5	盛土の面積	*****
6	盛土の深さ	*****
7	盛土の開始日	*****
8	盛土の完了日	*****
9	許可の有効期限	*****
10	申請者	*****
11	申請者	*****
12	申請者	*****

注意

無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります。

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

統合型GIS 静岡市地理情報システム

盛土規制法に関する情報を地図上で確認できます。

The screenshot shows the 'Shizuoka City GIS System' interface. On the left, there is a sidebar with a '盛土規制法' (Soil Filling Regulation) section. Under '表示項目' (Display Items), several layers are checked: '規制区域' (Regulation Area), '深さ(範囲)' (Depth (Range)), '深さ(線)' (Depth (Line)), '既存盛土' (Existing Soil Filling), and '許可・届出' (Permit/Notification). The main map area is split into two panels: '左:情報非表示' (Left: Information Hidden) and '右:情報表示' (Right: Information Display). Below the map, there are navigation buttons like 'メニューを開く' (Open Menu), '絞り込み' (Filter), and 'すべて' (All). At the bottom, there are three thumbnail maps showing different views of the data.

<問合せ>

静岡市 都市局 都市計画部 開発審査課 盛土対策係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(5階)
電話:054-221-1591 ☎



静岡市

CITY OF SHIZUOKA

静岡市 盛土規制法 検索